

2008年5月21日、宇宙基本法が成立した。宇宙基本法の主要な目的は、長く維持されてきた宇宙の軍事利用の解禁や宇宙産業の促進等である。この目的を達成するために、同法は、首相を本部長とする宇宙開発戦略本部を内閣府に設置し、総合的な宇宙戦略を策定するという日本の宇宙管理体制の再構築を規定する。

日本の宇宙活動実施機関である宇宙開発事業団が創設された1969年、国会は全会一致で、宇宙開発利用は、「平和の目的に限り」行うものとするという決議を採択した。「平和の目的に限り」とは、宇宙開発黎明期より、国際的には、自衛権の範囲内での軍事利用を許容する「非侵略」的なものと解釈されており、1967年の宇宙条約でも、この解釈が維持されている。しかし、日本では、「平和の目的に限り」は、「非軍事」利用に限ると解釈されてきた。ところで、宇宙開発利用の特色は、その軍民両用性にある。急速な宇宙技術の発展をまえに、軍事利用と民生利用の境界は曖昧なものとならざるを得ず、活動を「非軍事」の範囲におさめておくことは不可能であった。「非軍事」利用解釈は、早晩、現実にも妥協をして緩められざるを得なかったのである。

1985年、利用が国民生活において一般化している衛星は非軍事目的のものとして、自衛隊が利用することを認める趣旨の政府統一見解を発表することにより、宇宙利用の実態を国会決議に適合させることに、部分的に成功した。この一般化原則により、自衛隊は2003年に上げられた情報収集衛星(IGS)の画像を北朝鮮の脅威に備えるべく利用することも可能となった。しかし、問題の抜本的解決とはならなかった。IGSは、利用が一般化した民生衛星であるという建前上、内閣衛星情報センタが運用し、かつ、市場で販売される解像度と同等の解像度しか提供し得ないからである。IGSは、真の防衛目的には役に立たない衛星といわざるを得ない。このような状況を打破するために、宇宙基本法では、「平和の目的に限り」の解釈は、「非軍事」から世界標準の「非侵略」に変更されている。すなわち、基本法第2条は、宇宙開発利用は、宇宙条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする、と規定する。

基本法に基づいて、自衛隊は、弾道ミサイル防衛(BMD)を含む地上の軍事的運用を支援するために、自身の衛星を製造、保有、運用できるようになった。自衛隊が早期に調達する可能性がある衛星としては、BMDの能力を向上させるための偵察衛星、早期警戒衛星、追尾・通信衛星などを挙げることができるであろう。

日本がBMDについて米の最大のパートナーであることを考えると、米は、米向けに発射されたミサイルの迎撃を日本に期待する可能性がある。しかし、現行の憲法9条解釈のもとでは、集団的自衛権の行使が禁止されているので、これは不可能である。

米向けのミサイル攻撃を偵察する能力を保有しつつ、当該ミサイルを迎撃することが不可能であるという状況は、世界で最も重要な同盟の1つであ

る日米同盟を揺るがせかねない。この点は、どうすべきであろうか。集団的自衛権の問題は、日本では宇宙政策を超える微妙な問題であり、本稿では解決策を提示できない。そこで、現実的な方法として、筆者は、民生利用、軍事利用の双方を含む包括的な日米戦略宇宙協定の締結を提唱したい。この協定の中で、二国間の懸念と問題点は解決されると考えるからである。

日米戦略宇宙協定は、BMD協力で利用される宇宙資産の機能についての役割分担を明確にし、また、1990年の日米衛星調達合意を解消するものとして締結すべきである。日米貿易摩擦が最も激しい時期に結ばれた同合意により、政府は、「非研究開発衛星」の調達は、国際競争入札にかけて行わなければならない。日米衛星調達合意が日本に課す義務は、WTO政府調達合意によるものよりも厳しく、欧州諸国は米に対して日本が負うような義務を負わない。日米衛星調達合意の結果、1990年以降に政府等が調達した衛星13機中12機が米製となった。日本企業は、宇宙基本法が「非軍事」限定を解除したことを歓迎している。それは、防衛目的の衛星は、この調達合意の適用除外と考えられており、したがって、政府の「非研究開発衛星」を企業が調達するための追い風となると考えているからである。とはいえ、日本の厳しい財政状況を考えると、企業の期待は裏切られる可能性が高い。

日米双方が、より健全な、民生・軍事両部門での宇宙協力を求めるのであれば、それぞれの不満な点については是正の交渉をしなければならない。日本は、米の民生宇宙プログラムにおいて国際宇宙ステーション建設に始まり、GPS測位航法衛星の標準化協定、さらに月探査に至るまで、常に重要なパートナーである。特にGPS標準化協定については、日本は一貫して米の忠実なパートナーであった。1990年代初期と国際的な安全保障環境、経済環境ともに大きく変わり、日本はもはや米の経済を脅かす存在ではないことも忘れてはならない。

日米の宇宙協力をめぐる状況に鑑みて、1990年の日米衛星調達合意を終了させることは日本にとってのみならず、米にとっても有益であると考えられる。同盟国である米の寛大な処置により、日本が自国の衛星製造を発展させ、宇宙能力の向上が可能となれば、それは、軍民両面の宇宙活動における二国間のより密接な協役に役立つ。日米同盟の強化により、日米両国は東アジアに平和と安定をもたらすことができる。これは、まぎれもなく、米の利益である。

(本稿は当研究所が世界平和研究所、日本国際フォーラム、日本国際問題研究所とともに結成するThe Association of Japanese Institutes of Strategic Studies(AJISS)の記事(AJISS Commentary)として英文で書き下ろされたものを当HP用に執筆自身邦訳したもの。原文は

http://www.jiia.or.jp/en_commentary/200806/26-1.html

を参照。) http://www.rips.or.jp/from_rips/rips_eye/no094.html

執筆者略歴

慶應義塾大学大学院法学研究科修了。マッギル大学博士課程法学部
附属航空・宇宙法研究所修了。法学博士(D.C.L.)。2004年より現職。
著書に『日本の宇宙戦略』(慶應義塾大学出版会、2006年)等。専門
は国際法、宇宙法。

